

健感発 0212 第 1 号
平成 28 年 2 月 12 日

各 { 都道府県
保健所設置市
特別区 } 衛生主管部(局)長 殿

厚生労働省健康局結核感染症課長
(公 印 省 略)

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第 12 条第 1 項
及び第 14 条第 2 項に基づく届出の基準等について (一部改正)

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行令及び検疫法施行令の一部を改正する政令(平成28年政令第41号)が平成28年2月5日に公布されたところである。

これを踏まえ、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第 12 条第 1 項及び第 14 条第 2 項に基づく届出の基準等について」(平成 18 年 3 月 8 日健感発第 0308001 号厚生労働省健康局結核感染症課長通知)の別紙「医師及び指定届出機関の管理者が都道府県知事に届け出る基準」の一部を別添の新旧対照表のとおり改正し、平成 28 年 2 月 15 日から適用することとした。今回の改正の概要は下記のとおりである。

貴職におかれては、内容を御了知の上、関係機関等への周知を図るとともに、その実施に遺漏なきを期されたい。

記

第一 改正の概要

「第 5 四類感染症」に「ジカウイルス感染症」の項を追加し、別記様式 2 に「ジカウイルス感染症発生届」の様式を追加すること。

第二 適用日

この通知は、平成 28 年 2 月 15 日から適用する。

「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第12条第1項及び第14条第2項に基づく届出の基準等について」 新旧対照表

新	旧
<p>別紙 医師及び指定届出機関の管理者が都道府県知事に届け出る基準</p> <p>第1～4 (略)</p> <p>第5 四類感染症</p> <p>1～13 (略)</p> <p>14 ジカウイルス感染症 (1) 定義 フラビウイルス科フラビウイルス属に属するジカウイルスによる主としてヤブ蚊によって媒介される感染症である。現状で得られる知見が限られているため、以下の記載内容については、今後変更の可能性がある。</p> <p>(2) 臨床的特徴 ・ジカウイルス病： 一般的に2～12日（多くは2～7日）の潜伏期の後の発熱（多くは38.5度以下）、発疹等で発症する。感染者のうち、発症するのは約20%とされている。関節痛、結膜充血、頭痛、後眼窩部痛、筋痛、関節腫脹等を伴うことがあるが、大半の患者においては重症化することなく数日程度で回復する。疫学的にはギラン・バレー症候群との関連性が指摘されているが、因果関係は明らかでない。</p> <p>・先天性ジカウイルス感染症： ジカウイルスに感染した母体から胎児への垂直感染により、小頭症や頭蓋内石灰化、その他の先天性障害を来す可能性があるとされている。</p> <p>(3) 届出基準 ア 患者（確定例） 医師は、(2)の臨床的特徴を有する者を診察した結果、症状や所見からジカウイルス感染症が疑われ、かつ、次の表の左欄に掲げる検査方法により、ジカウイルス感染症患者と診断した場合には、法第12条第1項の規定による届出を直ちに行わなければならない。 この場合において、検査材料は、同欄に掲げる検査方法の区分ごとに、それぞれ同表の右欄に定めるものいずれかを用いること。 なお、IgM抗体を用いて診断を行う場合は、患者が感染したと考えられる地域で流行中の他のフラビウイルス属ウイルス（デング熱、黄熱、ウエストナイル熱、日本脳炎等）による先行感染又は共感染がないこと、半年</p>	<p>別紙 医師及び指定届出機関の管理者が都道府県知事に届け出る基準</p> <p>第1～4 (略)</p> <p>第5 四類感染症</p> <p>1～13 (略)</p> <p>(新規)</p>

以内の黄熱ワクチンの接種歴がないことを確認すること。その他のアラビウイルス属ウイルスによる先行感染又は共感染を認める場合は、ペア血清によるIgM抗体以外の方法による確認試験を実施すること。

イ 無症状病原体保有者
 医師は、診察した者が(2)の臨床的特徴を呈していないが、次の表の左欄に掲げる検査方法により、ジカウイルス感染症の無症状病原体保有者と診断した場合には、法第12条第1項の規定による届出を直ちに行わなければならない。

この場合において、検査材料は、同欄に掲げる検査方法の区分ごとに、それぞれ同表の右欄に定めるものいずれかを用いること。

ウ 感染症死亡者の死体
 医師は、(2)の臨床的特徴を有する死体を検案した結果、症状や所見から、ジカウイルス感染症が疑われ、かつ、次の表の左欄に掲げる検査方法により、ジカウイルス感染症により死亡したと判断した場合には、法第12条第1項の規定による届出を直ちに行わなければならない。

この場合において、検査材料は、同欄に掲げる検査方法の区分ごとに、それぞれ同表の右欄に定めるものいずれかを用いること。

エ 感染症死亡疑い者の死体
 医師は、(2)の臨床的特徴を有する死体を検案した結果、症状や所見から、ジカウイルス感染症により死亡したと疑われる場合には、法第12条第1項の規定による届出を直ちに行わなければならない。

検査方法		検査材料
分離・同定による病原体の検出	ジカウイルス病	先天性ジカウイルス感染症
	血液・尿	血液・臍帯・臍帯血・胎盤・尿・髄液
PCR法による病原体の遺伝子の検出		
	血清	血清・臍帯血・血清・髄液
IgM抗体の検出		
	血清	血清
中和試験による抗体の検出		

15~44 (略)

第6~7 (略)

14~43 (略)

第6~7 (略)

別記様式1～3 (略)
別記様式4-1-1～4-13 (略)
別記様式4-1-4 (新規)

別記様式1～3 (略)
別記様式4-1-1～4-13 (略)
別記様式4-1-4 ジカウイラス感染症

別記様式4-1-4 ジカウイラス感染症発生届

都道府県知事(保健所設置市長・特別区長) 殿
感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第12条第1項(同条第6項において使用する場合はをむ。)の規定により、以下のとおり届け出る。

届出年月日 平成 年 月 日
届出者(署名) (署名又は記名押印のこと)
届出者の氏名
送着する病院・診療所(の名称)
上記病院・診療所の所在地(※)
電話番号(※)

1. 診断(検査)した者(患者)の氏名
2. 診断(検査)した者(患者)の生年月日
3. 性別
4. 生年月日
5. 診断(検査)した者(患者)の死亡
6. 診断(検査)した者(患者)の死亡年月日
7. 届出者住所
8. 届出者所在地
9. 届出者氏名
10. 届出者住所 (9, 10は患者が感染症の発症の記入)
電話() -
電話() -
電話() -

11. ジカウイラス病
12. 診断方法
13. 届出年月日
14. 診断(検査)年月日
15. 発症ししと特定される年月日
16. 発症年月日(※)
17. 死亡年月日(※)

18. 感染原因・感染経路・感染地域
19. その他患者の至急の所に及び当該患者の医師のために医師が必要と認める事項

別記様式4-1-14～4-43 (略)
別記様式5～6 (略)

別記様式4-1-15～4-44 (略)
別記様式5～6 (略)